

## 瀬戸市在日外国人福祉給付金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国民年金の給付を受けることができない外国人に対して在日外国人高齢者福祉給付金及び在日外国人障害者福祉給付金（以下「福祉給付金」と総称する。）を支給することにより、当該外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる障害の級別が1級又は2級に該当するもの及び精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する精神薄弱者更生相談所において療育手帳の交付を受けた者でA又はBと判定されたものをいう。
- (2) 公的年金等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の9に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。

### (支給の要件)

第3条 この要綱により在日外国人高齢者福祉給付金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えるものとする。

- (1) 大正15年4月1日以前に生まれた者であること。

(2) 昭和57年1月1日前から外国人登録法（昭和27年法律第125号）が廃止されるまでの間（帰化した者については、帰化した日前までの間とする。第3項において同じ。）、日本国内で同法に基づく外国人登録がされていたこと。

(3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市で住民票が作成されていること。

(4) 本市に引き続き1年以上居住していること。

(5) 厚生年金その他の公的年金等を受給していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が在日外国人障害者福祉給付金を受給している場合は、在日外国人高齢者福祉給付金を支給しない。

3 この要綱により在日外国人障害者福祉給付金を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えるものとする。

(1) 昭和37年1月1日以前に生まれた者であること。

(2) 昭和57年1月1日前から外国人登録法が廃止されるまでの間、日本国内で同法に基づく外国人登録がされていたこと。

(3) 住民基本台帳法に基づき本市で住民票が作成されていること。

(4) 本市に引き続き1年以上居住していること。

(5) 障害者であること。

(6) 当該障害の発生原因になった傷病について初めて医師の診療を受けた日が昭和57年1月1日前であること。

(7) 厚生年金その他の公的年金等を受給していないこと。

（支給の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉給付金を支給しない。

(1) 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第5号までに掲げられている施設（母子寮及び通所施設を除く。）に措置されているとき。

(2) 監獄、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されているとき。

（福祉給付金の額）

第5条 福祉給付金の額は、次に定めるとおりとする。

区 分	月 額
在日外国人高齢者福祉給付金	10,000円
在日外国人障害者福祉給付金	10,000円

（認定の申請等）

第6条 第3条に規定する支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、福祉給付金の支給を受けようとするときは、在日外国人福祉給付金受給資格認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 所得証明書

(2) 障害者にあつては、身体障害者手帳又は療育手帳の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該添付書類を省略させることができるものとする。

3 第1項の申請があつたとき、市長は、受給資格の審査を行い、福祉給付金の支給の可否を決定し、その結果を在日外国人福祉給付金認定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（福祉給付金の支払期間及び支払期日）

第7条 福祉給付金は、前条第2項の規定による支給の決定を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）に対し、同条第1項の規定による申請をした日の属する月の翌月から支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 福祉給付金は、4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。

（支給の停止）

第8条 市長は、受給者の前年の所得（1月から7月までの月分の福祉給付金については、前々年分の所得とする。）が次に掲げる額を超えるときは、その年の8月分から翌年の7月分まで、福祉給付金の支給を停止する。

(1) 在日外国人高齢者福祉給付金にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定により、なおその効力を有するとされた同法による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給停止に関する規定により、その給付の金額が支給停止を受けることとなる額

(2) 在日外国人障害者福祉給付金にあつては、国民年金法施行令第5条の4に規定する額

2 前項の規定による所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税にかかる同法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第4項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第33条の4第4項において準用する同条第1項に

規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条第6項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

(支給停止に関する通知等)

第9条 市長は、前条に規定する福祉給付金の支給を停止する事由が生じたと認めるときは、在日外国人福祉給付金支給停止通知書(第3号様式)により受給者に通知する。

2 市長は、支給を停止した福祉給付金につき、支給を停止する事由が消滅したと認めるときは、在日外国人福祉給付金支給停止解除通知書(第4号様式)により受給者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条に規定する支給要件を欠いたとき。

2 受給者(受給者が死亡した場合は、受給者の親族とする。)は、前項の規定により受給資格を喪失したときは、在日外国人福祉給付金受給資格喪失届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により資格の喪失事由を確認したときは、在日外国人福祉給付金受給資格喪失通知書(第6号様式)によりその旨を通知するものとする。

(未支給の福祉給付金)

第11条 市長は、受給者が死亡した場合において、その者に支給すべき福祉

給付金で支給しなかったもの（以下「未支給給付金」という。）があるときは、その遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族は、次に掲げる者であつて、受給者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

3 未支給給付金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。

4 未支給給付金を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（変更の届出）

第12条 受給者は、住所、氏名又は福祉給付金の支払いを受ける金融機関に変更が生じたときは、在日外国人福祉給付金変更届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（受給権の保護）

第13条 福祉給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

（福祉給付金の返還）

第14条 市長は、偽りその他の不正な行為により福祉給付金の支給を受けた者があるときは、支給した額の全部又は一部をその者から返還させることが

できる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定により福祉給付金の支給を受けようとする者が、平成9年7月30日までに市長に申請し、同日以後に支給の決定を受けたときは、市長は、第7条の規定にかかわらず、同年4月分の福祉給付金から支給するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定により福祉給付金の支給を受けようとする者が、平成10年7月30日までに市長に申請し、同日以後に支給の決定を受けたときは、市長は、第7条の規定にかかわらず、同年4月分の福祉給付金から支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。





平成 第 年 月 日

瀬戸市長 印

## 在日外国人福祉給付金認定（却下）通知書

さきに申請のありました在日外国人（高齢者・障害者）福祉給付金の受給資格については、次のとおり 決定しましたので通知いたします。

受給者氏名		通称名	
受給者生年月日		性別	男 ・ 女
給付金の種類	高齢者福祉給付金 ・ 障害者福祉給付金		
認定の可否	<input type="checkbox"/> 認定します <input type="checkbox"/> 却下します（却下理由）		
認定番号	第 号		
支給開始年月	年 月 日		
支給月額	10,000円		
支払金融機関			
口座種別／番号	普通 ・ 当座 第 号		
(フリガナ) 口座名義			
備考			

- ・住所、氏名、預金口座などを変更した時は、すみやかに届け出てください。
- ・あなたの前年中の所得が限度額を超えますと、支給を停止いたします。
- ・給付金の振込は、毎年4月、8月、12月です。

平成 第 年 月 日  
瀬戸市長 印

在日外国人福祉給付金支給停止通知書

次のとおり在日外国人（高齢者・障害者）福祉給付金の支給を停止いたします。

受給者氏名		通称名	
受給者生年月日		性別	男 ・ 女
受給者住所	瀬戸市		
給付金の種類	高齢者福祉給付金 ・ 障害者福祉給付金		
認定番号	第 号		
支給停止期間	年 月 日から 年 月 日		
支給停止月額	10,000円		
支給停止理由			
備考			

平成 第 年 月 日  
瀬戸市長 印

在日外国人福祉給付金支給停止解除通知書

次のとおり在日外国人（高齢者・障害者）福祉給付金の支給の停止を解除いたします。

受給者氏名		通称名	
受給者生年月日		性別	男 ・ 女
受給者住所	瀬戸市		
給付金の種類	高齢者福祉給付金 ・ 障害者福祉給付金		
認定番号	第 号		
支給停止期間	年 月 日から 年 月 日		
支給停止月額	10,000円		
停止解除理由			
備考			

第5号様式（第10条関係）

在日外国人福祉給付金受給資格喪失届

瀬戸市長 殿

平成 年 月 日

(届出者)

印

次のとおり在宅外国人（高齢者・障害者）福祉給付金の受給資格を喪失しました。

※認定番号		※支給状況		1：支給	2：停止
受給資格者	住 所	瀬戸市			
	電話	—			
	(フリガナ) 氏 名	(フリガナ) 通称名			
性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日		
喪失年月日	年 月 日				
喪失理由	1：死亡 2：市外転出 3：施設入所 4：その他（ ）				
未支給給付金受取人	種 別	1：本人 2：同居親族 3：別居親族 4：受取人なし			
	住 所				
	(フリガナ) 氏 名	受給者との続柄			
	生年月日	年 月 日			
支払金融機関	金融機関支店名	(フリガナ) 口座名義			
	口座番号	口座種別	普通・当座		
備 考					

(注) ※欄は記入しないで下さい。

第 号  
平成 年 月 日

瀬戸市長 増岡 錦也 印

在日外国人福祉給付金受給資格喪失通知書

次のとおり在日外国人（高齢者・障害者）福祉給付金の受給資格が喪失しましたので通知いたします。

受給者氏名		通称名	
受給者生年月日		性別	男 ・ 女
受給者住所	瀬戸市		
給付金の種類	高齢者福祉給付金 ・ 障害者福祉給付金		
認定番号	第 号		
喪失年月日	年 月 日		
喪失した理由			
未払手当額	円		
備考	1 上記の未払手当については、追って指定口座へ振込みます。		

第7号様式（第12条関係）

在日外国人福祉給付金変更届

平成 年 月 日

瀬戸市長 殿

(受給者)

印

次のとおり（1. 氏名 2. 住所 3. 支払金融機関）が変更になりましたので届出ます。

※認定番号		※支給状況	1：支給 2：停止
-------	--	-------	-----------

(注) 変更になった項目欄のみ記入してください。

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日
受給者	住 所			年 月 日
	(フリガナ) 氏 名			年 月 日
支払金融機関	金融機関 支店名			年 月 日
	口座種別 口座番号	普通 ・ 当座 第 号	普通 ・ 当座 第 号	
	(フリガナ) 口座名義			
備 考				

(注) ※欄は記入しないで下さい。